別紙様式第11号（第143条関係）

（日本産業規格Ａ４）

年度中（　年　月　日から　年　月　日まで）日本における中間業務報告書

年　月　日

金融庁長官　殿

住　所
会社名
日本における代表者　氏名

年　月　日から　年　月　日までの日本における業務及び財産の状況を次のとおり報告します

目　次

第１　日本における保険業の中間事業報告書
　１　日本における事業の経過及び成果等
　２　日本における財産及び損益の状況の推移
　３　日本における支店等及び代理店の状況
　４　日本における使用人の状況
　５　その他
第２　日本における保険業の中間貸借対照表
第３　日本における保険業の中間損益計算書
第４　日本における保険業の中間キャッシュ・フロー計算書
第５　日本における保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面

（記載上の注意）

１　法第187条第１項の免許申請書又は法第209条第２号の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「日本における代表者氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

２　外国保険会社等の日本における事業の内容を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる事項を細分し、又は新たに項目を設けて記載すること。

３　この様式中、「第２　日本における保険業の中間貸借対照表」、「第３　日本における保険業の中間損益計算書」及び「第４　日本における保険業の中間キャッシュ・フロー計算書」に注記すべき事項は、「第４　日本における保険業の中間キャッシュ・フロー計算書」の次に一括して記載することができる。

第１

年度中（　年　月　日から　年　月　日まで）日本における保険業の中間事業報告書

１　日本における事業の経過及び成果等

（記載上の注意）

１　外国保険会社等の日本における主要な事業内容、金融経済環境並びに当中間会計期間における事業の経過及び成果（主要な部門別）を記載すること。

２　外国保険会社等が日本における対処すべき課題を記載すること。

３　外国生命保険会社等にあっては、日本における保有契約高、新契約高及び減少契約高の状況及び推移、責任準備金の状況及び推移を記載すること。

２　日本における財産及び損益の状況の推移

［保険会社の状況について記載する場合］

（外国生命保険会社等）

区分		前期末	前中間会計期間末	当中間会計期間末
保有契約高		億円	億円	億円
	個人保険			
	個人年金保険			
	団体保険			
	団体年金保険			
	その他の保険			
		百万円	百万円	百万円
保険料等収入				
資産運用収益				
保険金等支払金				
経常利益（又は経常損失）				
中間（当期）純利益（又は中間（当期）純損失）				
総資産				

（記載上の注意）

1　記載項目に著しい変動が生じた場合には、その理由を欄外に注記すること。

2　必要に応じ、日本における財産及び損益の状況の推移についての説明その他の事項を記載すること。

3　前期末及び前中間会計期間末に係る事項については、遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「財務諸表等規則」という。）第８条第51項に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）、中間財務諸表の組替え（同条第52項に規定する第二種中間財務諸表の組替えに相当するものをいう。以下この様式において同じ。）又は修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）を行わなければならない。

なお、遡及適用、中間財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。

上記にかかわらず、遡及適用又は中間財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。

（外国損害保険会社等）

区分	前期末	前中間会計期間末	当中間会計期間末
	百万円	百万円	百万円
正味収入保険料			
（・・・・保険）			
（・・・・保険）			
（・・・・保険）			
（・・・・保険）			
（・・・・保険）			
（その他）			
利息及び配当金収入			
保険引受利益（又は保険引受損失）			
経常利益（又は経常損失）			
中間（当期）純利益（又は中間（当期）純損失）			
正味損害率			

正味事業費率			
運用資産 総資産			

（記載上の注意）

1　正味収入保険料の内訳は、各外国損害保険会社等の実態に応じ、主な保険5種類以上を記載すること。

2　運用資産は、預貯金、コールローン、買現先勘定、債券貸借取引支払保証金、買入金銭債権、商品有価証券、金銭の信託、有価証券、貸付金、土地及び建物の合計額を記載し、その旨を注記すること。

3　記載項目に著しい変動が生じた場合には、その理由を欄外に注記すること。

4　必要に応じ、日本における財産及び損益の状況の推移についての説明その他の事項を記載すること。

5　前期末及び前中間会計期間末に係る事項については、遡及適用、中間財務諸表の組替え又は修正再表示を行わなければならない。

なお、遡及適用、中間財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。

上記にかかわらず、遡及適用又は中間財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。

3　日本における支店等及び代理店の状況

区分	前期末	当中間会計期間末	増減（△）
日本における支店			
日本における代理店			

（記載上の注意）

支店以外の呼称を使用する外国保険会社等にあっては、その形態に応じ、その呼称により記載すること。

4　日本における使用人の状況

区分	前期末	当中間会計期間末	増減(△)	当中間会計期間末現在		
				平均年齢	平均勤続年数	平均給与月額
内務職員	名	名	名	歳	年	千円
営業職員						

（記載上の注意）

1　外国生命保険会社等にあっては、「営業職員」には生命保険募集人（ただし、内務職員を除く。）について記載すること。

2　外国損害保険会社等にあっては、「営業職員」には固定給と歩合給を支給されている使用人（ただし、特別研修生を除く。）について記載すること。

5　その他

（記載上の注意）

その他必要な事項は、その項目を掲げて記載すること。

第2

年度中（　　年　　月　　現在）の日本における保険業の中間貸借対照表

（外国生命保険会社等）　　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金及び預貯金		保険契約準備金	
コールローン		支払備金	

買現先勘定		責任準備金	
債券貸借取引支払保証金		契約者配当準備金	
買入金銭債権		代理店借	
商品有価証券		再保険借	
金銭の信託		その他負債	
有価証券		未払法人税等	
貸付金		リース債務	
有形固定資産		資産除去債務	
無形固定資産		その他の負債	
代理店貸		退職給付引当金	
再保険貸		価格変動準備金	
その他資産		金融商品取引責任準備金	
リース投資資産		繰延税金負債	
その他の資産		支払承諾	
前払年金費用		本支店勘定	
繰延税金資産		負債の部合計	
支払承諾見返		（純資産の部）	
貸倒引当金		持込資本金	
本支店勘定	△	供託金	
		剰余金	
		繰越利益剰余金	
		持込資本金等合計	
		その他有価証券評価差額金	
		繰延ヘッジ損益	
		評価・換算差額等合計	
		純資産の部合計	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

（外国損害保険会社等）　　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金及び預貯金		保険契約準備金	
コールローン		支払備金	
買現先勘定		責任準備金	
債券貸借取引支払保証金		その他負債	
買入金銭債権		未払法人税等	
商品有価証券		リース債務	
金銭の信託		資産除去債務	
有価証券		その他の負債	
貸付金		退職給付引当金	
有形固定資産		価格変動準備金	
無形固定資産		金融商品取引責任準備金	
その他資産		繰延税金負債	
リース投資資産		支払承諾	
その他の資産		本支店勘定	
前払年金費用		負債の部合計	
繰延税金資産		（純資産の部）	
支払承諾見返		持込資本金	
貸倒引当金	△	供託金	
本支店勘定		剰余金	

		繰越利益剰余金 持込資本金等合計 その他有価証券評価差額金 繰延ヘッジ損益 評価・換算差額等合計 純資産の部合計	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

（記載上の注意）

1　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1)　継続企業の前提（会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（中間会計期間の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項

①　当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

②　当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策

③　当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由

④　当該重要な不確実性の影響を中間財務諸表に反映しているか否かの別

（２）次に掲げる会計方針に関する事項

①　有価証券の評価基準及び評価方法

②　金銭の信託の評価基準及び評価方法

③　デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

④　有形固定資産の減価償却の方法

⑤　外貨建資産等の本邦通貨への換算基準

⑥　貸倒引当金の計上方法（当中間会計期間における償却及び引当の方針のほか、資産の自己査定基準の整備の状況、償却及び引当に関する規程の整備の状況等内部統制の状況についても、できるだけ詳細に記載すること。）

⑦　退職給付引当金の計上方法

⑧　価格変動準備金及び金融商品取引責任準備金の計上方法

⑨　リース取引の処理方法

⑩　ヘッジ会計の方法

⑪　収益の計上方法（顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。）

⑫　その他採用した日本における保険業の貸借対照表の作成に関する重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。

（３）　会計方針の変更を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項（財務諸表等規則第213条から第218条までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間会計期間に係る中間財務諸表のみを表示している場合には、前中間会計期間及び前事業年度に係る事項については記載を要しない。）

（４）金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

（５）賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、当中間会計期間の直前の事業年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。）

（６）会社計算規則第111条に規定する持分法損益等に関する事項

（７）有価証券の貸付けを行っている場合には、その旨及び金額（金額は中間貸借対照表価額とし、消費貸借契約によるもの、使用貸借契約又は賃貸借契約によるものに分けて記載すること。）

（８）債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸付条件緩和債権の額並びにこれらの合計額。なお、それぞれの定義は、保険業法施行規則（以下「規則」という。）第59条の２第１項第５号ロによる。

（９）保険業法（以下「法」という。）第199条において準用する法第118条第１項に規定する特別勘定の資産及び負債の額

(10) リース契約（ファイナンス・リース取引に該当するもの）により使用する重要な有形固定資産及び無形固定資産

(11) 手形遡及債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務その他これらに準ずる債務（負債の部に計上したものを除く。）があるときは、当該債務の内容及び金額

(12) 外国生命保険会社等にあっては、契約者配当準備金の増減異動及び契約者配当金の支払額

(13) 資産が担保に供されている場合には、当該資産の内容及びその金額並びに担保に係る債務の金額

(14) 以下に掲げる金額

① 規則第160条において準用する規則第73条第３項において準用する規則第71条第１項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金（以下「出再支払備金」という。）の金額

② 規則第160条において準用する規則第71条第１項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という。）の金額

(15) 本支店勘定は、本店及び他の支店との日常取引で生じる資金の貸借額とする。

(16) 持込資本金は、日本国内に持ち込んだ金額のうち、法第197条の自己資本に相当するものとする。

(17) 中間会計期間の末日後、当中間会計期間が属する事業年度（当中間会計期間を除く。）以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象

(18) 企業結合に関する事項（財務諸表等規則第228条から第231条まで、第234条、第266条及び第298条の規定に準じて記載すること。）

(19) 事業分離に関する事項（財務諸表等規則第232条、第233条及び第235条の規定に準じて記載すること。）

(20) 資産の部の有価証券中の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法第２条第３項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）に係る保証債務の額

(21) 次に掲げる要件の全てに該当する再保険に付した場合には、当該再保険に係る再保険契約（規則第71条第３項に規定する再保険に係るものを除く。）において定める未償却出再手数料（外国保険会社等が受再保険会社（再保険を引き受ける保険会社又は外国保険業者をいう。以下(21)において同じ。）から収受した手数料のうち、当該再保険契約により再保険に付した部分に係る将来の収益又は利益から受再保険会社に支払うものをいう。①において同じ。）の残高

① 未償却出再手数料及びこれに附帯して外国保険会社等が支弁する費用その他これに準ずるものを受再保険会社に将来支払うことを約するものであること。

② 外国保険会社等が、元受保険契約（外国保険会社等が引き受ける保険契約をいう。以下②において同じ。）に係るリスクのうち、当該再保険に付された部分に係るリスクの一部を移転するものであること（元受保険契約のリスクの全部を出再割合に応じて移転する場合を除く。）。

(22) 以上のほか、外国保険会社等の日本における財産の状態を正確に判断するため

に必要な事項

2　外国損害保険会社等が地震保険に関する法律第3条第1項（政府の再保険）に規定する再保険契約を政府との間で締結している場合には、当該外国損害保険会社等において地震保険の責任準備金及び地震保険に係る受託金に対応する資産を他の資産と区分して経理している場合における当該資産に係る評価差額については、「繰延税金負債」の前に「地震保険評価差額金」として記載すること。

3　法令等に基づき、又は外国保険会社等の日本における財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。

4　「その他の資産」及び「その他の負債」のうち、同一の種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の５を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。

5　総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

第３

年度中（　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで）日本における保険業の中間損益計算書

（外国生命保険会社等）　　（単位：百万円）

科目	金額
経常収益	
保険料等収入	
（うち保険料）	
資産運用収益	
（うち利息及び配当金等収入）	
（うち商品有価証券運用益）	
（うち金銭の信託運用益）	
（うち売買目的有価証券運用益）	
（うち有価証券売却益）	
（うち特別勘定資産運用益）	
その他経常収益	
経常費用	
保険金等支払金	
（うち保険金）	
（うち年金）	
（うち給付金）	
（うち解約返戻金）	
責任準備金等繰入額	
（うち支払備金繰入額）	
（うち責任準備金繰入額）	
（うち契約者配当金積立利息繰入額）	
資産運用費用	
（うち支払利息）	
（うち商品有価証券運用損）	
（うち金銭の信託運用損）	
（うち売買目的有価証券運用損）	
（うち有価証券売却損）	

（うち有価証券評価損）	
（うち特別勘定資産運用損）	
事業費	
その他経常費用	
経常利益（又は経常損失）	
特別利益	
特別損失	
契約者配当準備金繰入額	
税引前中間純利益（又は税引前中間純損失）	
法人税及び住民税	
法人税等調整額	
法人税等合計	
中間純利益（又は中間純損失）	
繰越利益剰余金（当期首残高）	
本社送金	
繰越利益剰余金	

（外国損害保険会社等）　　（単位：百万円）

科目	金額
経常収益	
保険引受収益	
（うち正味収入保険料）	
（うち収入積立保険料）	
（うち積立保険料等運用益）	
資産運用収益	
（うち利息及び配当金収入）	
（うち商品有価証券運用益）	
（うち金銭の信託運用益）	
（うち売買目的有価証券運用益）	
（うち有価証券売却益）	
（うち積立保険料等運用益振替）	
その他経常収益	
経常費用	
保険引受費用	
（うち正味支払保険金）	
（うち損害調査費）	
（うち諸手数料及び集金費）	
（うち満期返戻金）	
（うち支払備金繰入額）	
（うち責任準備金繰入額）	
資産運用費用	
（うち商品有価証券運用損）	
（うち金銭の信託運用損）	
（うち売買目的有価証券運用損）	
（うち有価証券売却損）	
（うち有価証券評価損）	
営業費及び一般管理費	
その他経常費用	
（うち支払利息）	

経常利益（又は経常損失）	
特別利益	
特別損失	
税引前中間純利益（又は税引前中間純損失） 法人税及び住民税 法人税等調整額 法人税等合計 中間純利益（又は中間純損失）	

（記載上の注意）

1　次の事項を注記すること。ただし、日本における保険業の中間貸借対照表に記載したものは、この限りでない。

（1）日本における保険業の中間損益計算書の作成に関する重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。

（2）外国生命保険会社等にあっては、有価証券売却益、有価証券売却損及び有価証券評価損の主な内訳

（3）以下の収益及び費用に関する内訳（ただし、①から③まで及び⑥の注記は、外国生命保険会社等を除く。）

①　正味収入保険料の計算上差し引かれた支払再保険料の金額

②　正味支払保険金の計算上差し引かれた回収再保険金の金額

③　諸手数料及び集金費の計算上差し引かれた出再保険手数料の金額

④　支払備金繰入額又は支払備金戻入額の計算上、差し引かれた又は足し上げられた出再支払備金繰入額又は出再支払備金戻入額

⑤　責任準備金繰入額又は責任準備金戻入額の計算上、差し引かれた又は足し上げられた出再責任準備金繰入額又は出再責任準備金戻入額

⑥　利息及び配当金収入の資産源泉別内訳

（4）次に掲げる要件の全てに該当する再保険に付した場合には、当該再保険に係る再保険契約（規則第71条第３項に規定する再保険に係るものを除く。）において定める未償却出再手数料（外国保険会社等が受再保険会社（再保険を引き受ける保険会社又は外国保険業者をいう。以下（4）において同じ。）から収受した手数料のうち、当該再保険契約により再保険に付した部分に係る将来の収益又は利益から受再保険会社に支払うものをいう。①において同じ。）であって、中間会計期間において、外国保険会社等が受再保険会社から収受した手数料のうち未償却出再手数料の増加として認識したものの金額及び外国保険会社等が受再保険会社に支払った額のうち未償却出再手数料の減少として認識したものの金額

①　未償却出再手数料及びこれに附帯して外国保険会社等が支弁する費用その他これに準ずるものを受再保険会社に将来支払うことを約するものであること。

②　外国保険会社等が、元受保険契約（外国保険会社等が引き受ける保険契約をいう。以下②において同じ。）に係るリスクのうち、当該再保険に付された部分に係るリスクの一部を移転するものであること（元受保険契約のリスクの全部を出再割合に応じて移転する場合を除く。）。

（5）以上のほか、日本における保険業の損益の状態を正確に判断するために必要な事項

2　法令等に基づき、又は外国保険会社等の日本における保険業の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。

3　総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

4　遡及適用又は修正再表示を行った場合には、繰越利益剰余金（当期首残高）に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の当期首残高を区分表示すること。

5　顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記すること。

（1）当中間会計期間に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項

（2）収益を理解するための基礎となる情報

（3）当中間会計期間及び当中間会計期間の末日後の収益の金額を理解するための情報

（1）から（3）までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

（2）及び（3）に掲げる事項について、前事業年度の末日に比して重要な変動が認められない場合には、当該事項の記載を要しない。

第４

年度中（　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで）日本における保険業の中間キャッシュ・フロー計算書

（外国生命保険会社等－直接法により表示する場合）　　（単位：百万円）

科　　目	金　　額
営業活動によるキャッシュ・フロー	
保険料等収入	
保険金支払による支出	
年金支払による支出	
給付金支払による支出	
解約返戻金支払による支出	
事業費の支出	
その他	
小　　計	
利息及び配当金等の受取額	
利息の支払額	
契約者配当金の支払額	
その他	
法人税等の支払額	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
預貯金の純増減額（△は増加）	
買入金銭債権の取得による支出	
買入金銭債権の売却・償還による収入	
金銭の信託の増加による支出	
金銭の信託の減少による収入	
有価証券の取得による支出	
有価証券の売却・償還による収入	
貸付けによる支出	
貸付金の回収による収入	
その他	
資産運用活動計	
（営業活動及び資産運用活動計）	（　　）
有形固定資産の取得による支出	
有形固定資産の売却による収入	
その他	

投資活動によるキャッシュ・フロー	
財務活動によるキャッシュ・フロー 借入れによる収入 借入金の返済による支出 本店からの送金による収入 本店への送金による支出 その他 財務活動によるキャッシュ・フロー	
現金及び現金同等物に係る換算差額	
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	
現金及び現金同等物期首残高	
現金及び現金同等物中間会計期間末残高	

（外国生命保険会社等－間接法により表示する場合）　　（単位：百万円）

科　　目	金　　額
営業活動によるキャッシュ・フロー 税引前中間純利益（△は損失） 減価償却費 減損損失 支払備金の増減額（△は減少） 責任準備金の増減額（△は減少） 契約者配当準備金積立利息繰入額 契約者配当準備金繰入額 貸倒引当金の増減額（△は減少） 退職給付引当金の増減額（△は減少） 価格変動準備金の増減額（△は減少） 金融商品取引責任準備金の増減額（△は減少） 利息及び配当金等収入 有価証券関係損益（△は益） 支払利息 有形固定資産関係損益（△は益） その他 小　　計 利息及び配当金等の受取額 利息の支払額 契約者配当金の支払額 その他 法人税等の支払額 営業活動によるキャッシュ・フロー	
投資活動によるキャッシュ・フロー 預貯金の純増減額（△は増加） 買入金銭債権の取得による支出 買入金銭債権の売却・償還による収入 金銭の信託の増加による支出 金銭の信託の減少による収入 有価証券の取得による支出 有価証券の売却・償還による収入 貸付けによる支出 貸付金の回収による収入 その他	

資産運用活動計	
（営業活動及び資産運用活動計）	（　　）
有形固定資産の取得による支出	
有形固定資産の売却による収入	
その他	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
借入れによる収入	
借入金の返済による支出	
本店からの送金による収入	
本店への送金による支出	
その他	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
現金及び現金同等物に係る換算差額	
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	
現金及び現金同等物期首残高	
現金及び現金同等物中間会計期間末残高	

（外国損害保険会社等－直接法により表示する場合）　　（単位：百万円）

科　　目	金　　額
営業活動によるキャッシュ・フロー	
保険料の収入	
積立保険料の収入	
保険金の支出	
損害調査費の支出	
諸手数料及び集金費の支出	
満期返戻金の支出	
契約者配当金の支出	
営業費及び一般管理費の支出	
その他	
小　　計	
利息及び配当金の受取額	
利息の支払額	
その他	
法人税等の支払額	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
預貯金の純増減額（△は増加）	
買入金銭債権の取得による支出	
買入金銭債権の売却・償還による収入	
金銭の信託の増加による支出	
金銭の信託の減少による収入	
有価証券の取得による支出	
有価証券の売却・償還による収入	
貸付けによる支出	
貸付金の回収による収入	
その他	
資産運用活動計	
（営業活動及び資産運用活動計）	（　　）
有形固定資産の取得による支出	

有形固定資産の売却による収入	
その他	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
借入れによる収入	
借入金の返済による支出	
本店からの送金による収入	
本店への送金による支出	
その他	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
現金及び現金同等物に係る換算差額	
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	
現金及び現金同等物期首残高	
現金及び現金同等物中間会計期間末残高	

（外国損害保険会社等－間接法により表示する場合）　　（単位：百万円）

科　　目	金　　額
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前中間純利益（△は損失）	
減価償却費	
減損損失	
支払備金の増減額（△は減少）	
責任準備金の増減額（△は減少）	
退職給付引当金の増減額（△は減少）	
価格変動準備金の増減額（△は減少）	
金融商品取引責任準備金の増減額（△は減少）	
利息及び配当金収入	
有価証券関係損益（△は益）	
支払利息	
有形固定資産関係損益（△は益）	
その他	
小　　計	
利息及び配当金の受取額	
利息の支払額	
その他	
法人税等の支払額	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
預貯金の純増減額（△は増加）	
買入金銭債権の取得による支出	
買入金銭債権の売却・償還による収入	
金銭の信託の増加による支出	
金銭の信託の減少による収入	
有価証券の取得による支出	
有価証券の売却・償還による収入	
貸付けによる支出	
貸付金の回収による収入	
その他	
資産運用活動計	
（営業活動及び資産運用活動計）	（　　）

有形固定資産の取得による支出 有形固定資産の売却による収入 その他 投資活動によるキャッシュ・フロー	
財務活動によるキャッシュ・フロー 借入れによる収入 借入金の返済による支出 本店からの送金による収入 本店への送金による支出 その他 財務活動によるキャッシュ・フロー	
現金及び現金同等物に係る換算差額	
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	
現金及び現金同等物期首残高	
現金及び現金同等物中間会計期間末残高	

（記載上の注意）

1　現金及び現金同等物の範囲について記載すること。

2　法令等に基づき、又は外国保険会社等の日本における保険業のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。また、金額の重要性が乏しい科目については、「その他」として一括して記載することができる。

第５

年度中（　　年　　月　　現在）の日本における保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面

1　ソルベンシー・マージン総額

ソルベンシー・マージン総額（A）	百万円

（記載上の注意）

法第202条第１号に掲げる額をいう。

2　リスク合計額

リスクの合計額(B)	百万円

（記載上の注意）

法第202条第２号に掲げる額をいう。

3　日本における保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率

（A）／{（1／2）×（B）}	%

（記載上の注意）

日本における保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率は、小数点第２位以下を切り捨て小数点第１位までを記載すること。